

新デリバティブ売買システム導入に伴う先物・オプション取引制度改正要綱（案）

平成 21 年 7 月 28 日
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I 趣旨</p> <p>II 改正概要</p> <p>1 競争売買市場における先物・オプション取引制度の見直し</p> <p>(1) 取引時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、国際的な市場間競争力を一層向上させる観点から、世界標準の取引機能と世界最高水準の注文処理性能を備えた新デリバティブ売買システムを導入することとし、これに伴い、当社市場の流動性向上を図るとともに、投資家の利便性向上に資するため、競争売買市場及び J-NET 市場における先物・オプション取引制度の見直しを行うものとする。 ・ 競争売買市場におけるすべての先物・オプション取引の取引時間は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 午前立会 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 午前 8 時から注文受付を開始し、午前 9 時に板寄せ方式による取引を行う。 ➤ その後、午前 11 時までザラバ方式による取引を行い、午前 11 時 5 分に板寄せ方式による取引を行う（午前 11 時 5 分まで注文 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現物売買及び取引所外国為替証拠金取引は対象外。 ・ 別紙 1 参照。 ・ 半休日は本年末をもって廃止する予定。 ・ 現行どおり、取引の停止及び一時中断が行われた後の取引再開時においては、板寄せ方式による取引を行う。

項 目	内 容	備 考
(2) 取引契約締結の方法	<p>受付)。</p> <p>② 午後立会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 午後0時5分から注文受付を開始し、午後0時30分に板寄せ方式による取引を行う。 ➤ その後、午後3時10分までザラバ方式による取引を行い、午後3時15分に板寄せ方式による取引を行う（午後3時15分まで注文受付）。 <p>③ イブニング・セッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 午後4時15分から注文受付を開始し、午後4時30分に板寄せ方式による取引を行う。 ➤ その後、午後7時55分までザラバ方式による取引を行い、午後8時に板寄せ方式による取引を行う（午後8時まで注文受付）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争売買市場におけるすべての先物・オプション取引は、個別競争取引により行う。 ・ 低い値段の売呼値は高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は低い値段の買呼値に優先する。 ・ 同一値段においては、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は後に行われた呼値に優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおり、個別証券オプション取引に係るイブニング・セッションは行わない。 ・ 始値成立前に受け付けた場合でも同じ取扱い（完全時間優先）。

項 目	内 容	備 考												
(3) 板寄せ方式による約定数値の決定方法 (4) 呼値 ① オプション取引に係る呼値の単位の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板寄せ方式による約定数値（オプション取引にあつては，約定価格をいう。以下同じ。）は，取引数量が最大で，かつ，取引されない数量が最小となる価格とする。 ・ ただし，立会終了時における板寄せ方式による取引（以下「クロージング・オークション」という。）を行う場合において，当該方式により算出した数値が直前の約定数値から所定の値幅（以下「終値成立値幅」という。）を超える場合は，取引を成立させないものとする。 <p>a 日経平均株価指数オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次のとおりプレミアムの水準に応じた呼値の単位とする。 <table border="1" data-bbox="618 799 1514 1010"> <thead> <tr> <th colspan="2">プレミアムの水準</th> <th>呼値の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">50 円以下</td> <td>1 円</td> </tr> <tr> <td>50 円超</td> <td>1,000 円以下</td> <td>5 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,000 円超</td> <td>10 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 個別証券オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日経平均株価指数オプション取引と同様に，プレミアムの水準に応じた呼値の単位とする。 	プレミアムの水準		呼値の単位	50 円以下		1 円	50 円超	1,000 円以下	5 円	1,000 円超		10 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行と基本的な考え方は同じ。 ・ 詳細については，別紙2参照。 ・ 終値成立値幅は，(5)の即時約定可能値幅と同程度の値幅とする予定。 ・ 現在，20 円超 50 円以下の呼値の単位は5 円。 ・ 現行は，当日のオプション対象有価証券の売買立会に係る呼値の制限値幅の下限值段に応じて設定。 ・ 具体的な呼値の単位について
プレミアムの水準		呼値の単位												
50 円以下		1 円												
50 円超	1,000 円以下	5 円												
1,000 円超		10 円												

項 目	内 容	備 考
<p>② 注文機能の拡充</p> <p>③ 呼値の効力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者の行うことができる呼値の方法（注文機能）を拡充することとする。 ・ 取引参加者が呼値を行う場合には、次の有効期限条件を付すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 当日有効条件（GFD 条件） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当日の午後立会終了後及びイブニング・セッション終了後に失効する。 b 指定日有効条件（GTD 条件） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定日の午後立会終了時まで効力を有する。 	<p>は、今後検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注文機能の詳細は別紙3参照。 ・ 一部の特殊な注文機能により呼値を行う場合を除く。
<p>(5) 即時約定可能値幅制度の導入等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤発注等による価格急変の防止の観点から、約定させた場合に直前の約定数値から即時約定可能値幅を超えて上昇又は下落することになる呼値を受け付けたときは、即時約定可能値幅の範囲内で対当する呼値について約定したうえで、当該銘柄について取引の一時中断を行うこととする。 ・ 本制度の導入に伴い、特別気配及び注意気配の表示は行わないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙4参照。 ・ 値幅及び中断時間については、現在の特別気配表示の更新値幅及び更新時間と同程度となるように設定する方向で今後検討する。

項 目	内 容	備 考
<p>(6) 呼値の制限値幅制度及びサーキット・ブレーカー制度の見直し</p> <p>① 呼値の制限値幅(通常時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の実効性及びわかりやすさを高める観点から、呼値の制限値幅制度及びサーキット・ブレーカー(取引の一時中断)制度を次のとおり見直すこととする。 ・ 呼値は、当社が定める値幅の限度を超える値段により行うことができないものとする。 ・ 値幅の限度は、次のとおりとする。ただし、当社は、株式市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合などには、呼値の制限値幅を変更することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 先物取引 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基準値段を中心に上下その一定比率の範囲内とする。 b オプション取引 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基準値段を中心に、前取引日における最終の原資産価格等に所定の比率を乗じた数値を加減して得た数値の範囲内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおり。 ・ 基準値段は、原則として、前取引日の清算数値(現行は、前営業日の清算数値)とする。 ・ 具体的な値幅は、現行の半分程度とする方向で今後検討する。 ・ 基準値段は、前取引日の清算価格(現行は、前営業日の清算価格)とする。 ・ 具体的な値幅は、今後検討する。

項 目	内 容	備 考
② サーキット・ブレーカー制度(呼値の制限値幅の拡大措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一の株価指数を対象とした先物取引において、次のa又はbのいずれかに該当したときは、速やかに当該先物取引(全限月取引)及び同一株価指数に係るオプション取引(全銘柄)について一時中断を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> a 中心限月取引(流動性が最も集中している限月取引として当社が指定する限月取引をいう。以下同じ。)において、呼値の制限値幅の上限又は下限で取引が成立した場合 b 中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限又は下限に買指値又は売指値が提示されてから5分間継続して、売呼値又は買呼値が提示されず、取引が成立しない場合 ・ 上記のa又はbのいずれかに該当したときは、当該先物取引(全限月取引)及び当該オプション取引(全銘柄)について、段階的(2段階)に呼値の制限値幅を拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中断時間は、現行のサーキット・ブレーカー制度と同じ15分間(bに該当して一時中断する場合は、10分間)とする。ただし、クロージング・オークションは通常時間どおり行うものとする。 ・ ストラテジー取引(2参照)及びJ-NET取引も中断。 ・ 現行のサーキット・ブレーカー制度と同様、板寄せ方式により取引を再開。 ・ 当該取引日が終了するまでの間の措置。 ・ 上限又は下限のうち該当した方向にのみ呼値の制限値幅を拡大する。
2 ストラテジー取引の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、当社が定めるところにより、複数銘柄の取引を同時に成立させるストラテジー取引を行うことができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の限月間スプレッド取引は、ストラテジー取引の一種と整理。

項 目	内 容	備 考
(1) ストラテジー呼値	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、ストラテジー取引を行う場合には、当社が定めるストラテジー取引の価格の算出方法に基づき得た値段により、ストラテジー呼値を行うものとする。 ストラテジー呼値の単位は、ストラテジー取引の種類ごとに当社が定めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定しているストラテジー取引については、別紙5参照。
(2) インプライド機能	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、取引成立機会を向上させるため、当社が計算するところにより、所定のストラテジー取引に係る呼値から当該ストラテジー取引の対象となる銘柄の呼値を発生させるインプライド機能を導入することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙6参照。
3 マーケットメイカー制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、投資家の円滑な取引機会の確保を図る観点から、現在個別証券オプション取引を対象に導入しているマーケットメイカー制度の範囲を他のオプション取引及び一部の先物取引に拡大するとともに、制度の一部見直しを行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な見直し内容は今後検討する
4 リクエスト・フォー・クォート機能	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、取引を行おうとする銘柄について、リクエスト・フォー・クォート機能を利用することにより、他の取引参加者に対して、デリバティブ売買システムを通じて呼値の提示を求める旨の意思表示をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 意思表示の伝達先として、他の取引参加者全般とするかマーケットメイカーに限定するかは今後検討。

項 目	内 容	備 考
5 J-NET 取引制度の見直し (1) 値段の単位の縮小 (2) コンボ取引の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別証券オプション取引に係る値段の単位を現行の50銭から10銭に縮小する。 ・ 取引参加者は、複数銘柄の取引を同時に成立させることができるコンボ取引を行うことができるものとする。 ・ コンボ取引は、構成する銘柄のすべてが約定条件に該当するときに限り、成立するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の先物・オプション取引については、現行どおり。 ・ 最大10銘柄まで可能。 ・ 取引対象銘柄のすべてが当社が別に定める取引グループ内であることが必要。
III その他		
1 取引IDの管理等		
(1) 取引ID	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先物・オプション取引を行おうとする取引参加者は、デリバティブ売買システムにログオンしなければならない。 ・ 取引参加者は、デリバティブ売買システムにログオンするための取引IDを当社から取得するものとし、取得にあたっては、あらかじめ、自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分のうえ当社に申請しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己取引に係る取引IDを複数取得することは可能。 ・ 委託取引に係る取引IDは、原則として、顧客口座ごとに取得するものとする。
(2) 取引IDの区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、自己取引（委託取引）に係る取引IDを使用して、委託取引（自己取引）を行ってはならない。 	

項 目	内 容	備 考
(3) 取引 ID の管理	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、付与された者以外の者に使用されないよう、取引 ID を適切に管理しなければならない。 	
2 一括キャンセル機能	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、一括キャンセル機能を利用して、当該取引参加者が有する特定又は全部の取引 ID から発注されたすべての注文を一括して取り消すことができる。 	
3 自動キャンセル機能	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、自動キャンセル機能を利用して、デリバティブ売買システムと当該取引参加者のシステムとの間の接続が切断された場合に、特定又は全部の取引 ID から発注されたすべての注文を自動的に取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動キャンセル機能を利用することについて、あらかじめ当社に申請し、当該取引参加者が自動キャンセル機能を利用できるよう当社がデリバティブ売買システムに設定していることを条件とする。
4 プロテクション機能	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、短時間に過度の数量の約定が行われることによる取引参加者が負うリスクの拡大を防ぐため、すべての取引参加者にプロテクション機能を設定する。 ただし、取引参加者は、プロテクション機能の初期設定水準では取引に支障が生じる場合には、当社の承認を得て、当社が指定する範囲内で当該水準を引き上げることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> プロテクション機能とは、最大秒間注文件数を設定する機能をいう（初期設定値は今後検討）。 マーケットメイカー業務を行う場合などを想定。

項 目	内 容	備 考
IV 実施日	<ul style="list-style-type: none"> 新デリバティブ売買システムの稼働日から実施するものとする。ただし、事前に申請する必要がある事項については、当社は当該稼働日の一定期間前から受け付けるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 新デリバティブ売買システム稼働時期：平成22年度第4四半期 目途

以 上